

## 広島地方裁判所委員会（第12回）議事概要

### 第1 開催日時

平成19年11月15日（木）午後3時～午後5時

### 第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

〔委員〕奥田哲也，兼重収，萱島頼子，木村豊，小西秀宣，佐藤洋志，島筒志郎，中村治，西田志都枝，守田貞夫，山田哲敬，和田敏夫（敬称略，五十音順）

〔事務担当者〕山本事務局長，吉田総務課長，草野総務課課長補佐

### 第4 議事（発言者： 委員長， 委員， 事務担当者。議事内容については，別紙のとおり）

- 1 議事の公開について
- 2 各委員のあいさつ
- 3 委員長の選任手続の経過説明について
- 4 裁判員制度の説明及び質疑応答
- 5 裁判所が取り組んだ主な裁判員制度広報活動の紹介及び質疑応答等
- 6 次回の意見交換のテーマ  
「裁判員裁判の模擬評議用ビデオを利用した模擬評議について」
- 7 次回期日

平成20年3月3日（月）午後3時から2時間の予定

(別紙)

1 議事の公開について

本委員会の開催については、事前に広島司法記者クラブに情報提供を行い、報道機関から事前に申出があれば、議事開会前までの撮影及び開始後のペン取材を認めている。また、議事内容については、当庁のホームページ上に、委員長、委員、事務担当者の別だけが明らかになるように編集して、議事の概要を掲載しているところであるが、これについて御意見等をうかがいたい。

(委員から意見なし。)

今後についても、従前どおりの運用とさせていただく。

2 各委員のあいさつ

各委員あいさつ

3 委員長の選任手続の経過説明について

前回の委員会において、当委員会の委員長を務めることになったところ、既に地方裁判所委員会設立から4年経過したことから、市民委員が委員長になってはいかがかという意見や、前回以降、多くの委員の交代があったことから、今回改めて決めた方がよいのではという意見があったため、改めて今回、委員の意見を確認させていただきたい。

全国の地方裁判所委員、家庭裁判所委員の弁護士委員が集まって情報交換をする場において、全国のいくつかの地家裁では、市民委員の方が委員長となっているところもあると聞すが、今回は多くの方が新委員という事情があることから、小西委員長に務めていただくのがふさわしいと思う。ただし、1年後くらいにもう一度検討してはいかがかと思う。

(委員了承)

4 裁判員制度の説明及び質疑応答

裁判員制度は、国民生活に非常に密接な制度改正であるが、いつごろの国会で何が論点になったのか。

司法制度改革については随分以前から議論されてきたが、国民各層からの要請等を司法制度改革審議会において検討した結果、国民の意思を反映させ、国民の基盤に基づいた信頼される司法を作っていくべきだということとなり、そこで、アメリカ型でもヨーロッパ型でもない、新しい裁判員制度を作るのがいいという意見が出され、それが国会に上程されたと記憶している。

平成13年に、司法制度改革審議会の意見書が出されたときは、マスコミにもかなり取り上げられた。ただ、当時は、マスコミも弁護士会も賛成意見が多く、これは陪審に近く国民の意見をいれるいい制度だと評価されていたように記憶している。

現在、来年1月ぐらいに、報道機関として、国民向けのアピールを出すよう準備を進めているが、これから、詰めていかなければならない様々な問題が出てくることから、施行が近づいた現在であっても、今後の報道量はさらに増えていくのではないかと思う。

裁判員制度が導入されたときには、6人の市民の方のお世話をするといい事務を始め、裁判所職員の事務は、かなりたいへんになるのではないかと思う。今の裁判所の人数で、対応ができるのだろうか。

他部門を効率化する等して、人員の手当てをする努力をここ数年続けており、その他の点についても工夫を重ねているところである。

弁護士についていうと、広島県の弁護士は300人強であるが、2023年には800人を超えると予測しているので、人数だけで言えば、広島では裁判員制度に対する対応はできるのではないかと思っている。

裁判官についても、一挙にというのは困難であるが、徐々に増加している。

先日、模擬裁判に参加させていただいたが、裁判所職員の負担はかなり大きいと感じた。それに、いろんな方の議論を調整する必要があるので、裁判長の負担も非常に大きいと感じた。

これまで実施した模擬裁判の中で、裁判員の方があまり発言されないとき

があるが、裁判長としては、模擬裁判を通じて、どのように議論していただくのがよいかを検討していきたい。

私は家庭裁判所の調停委員をしている経験から、裁判官と評議することがあるが、裁判官からの適切なアドバイスを受けて、こういう考え方があるのだなと再認識することがある。

裁判員裁判の対象事件は、なぜ重大事件だけとされたのか、その理由をうかがいたい。

軽微な事件を対象とすると、対象事件が極めて多くなり、裁判員裁判への参加が国民に大きな負担を掛けること、それに、国民の関心の高い重大事件こそ、国民の御意見をいただくのがふさわしいのではないかという発想だと思う。裁判員裁判対象事件として、広島県では約60件、月に約5件程の見込みである。

広報用ビデオにも描かれているが、裁判員としていろんな方がおられるので大変だなというのが第一印象である。しかし、どのような新しい制度が始まるにしても、歴史がいろんなものを作っていくと思っているので、国民のいろいろな人たちがそれに対して関心を持つという意味では、非常にいい制度という印象を持っている。

裁判員裁判における判決文は、従前と同じような長い判決文となるのかうかがいたい。

裁判員裁判の場合は、評議して、短い時間で作ってそれを言い渡すというイメージなので、場合によっては、項目を羅列して、それを読み上げるということもあると思う。また、模擬裁判の際にも、判決が2、3枚程度のものしかできなかったこともあるので、今までのような詳しい判決文はできないと思う。

裁判員裁判では、事件の核心部分だけを集中的に証拠調べをして、その判断をすることで、国民の常識から離れない、国民の常識に沿った判断ができ

ればよいのではないかという発想もあり，そういう意味で，今までのように長い判決ではなく，もっとコンパクトで核心に絞ったものになっていくのではないかと思われる。

従前は，司法の常識内の量刑相場のようなものがあったと思うが，今後は，今までとは全然違う意見が多く出てくることが予想される。また，裁判官が積極的に意見の取りまとめをしなかった場合には，議論がまとまらないということも生ずると思われるが，その点は，いかがか。

模擬裁判の際に，私は，新しい制度ができたのだから，これから自分たちで作っていくという気持ちで考えてみたらいかがかと申し上げている。個人的には，必要以上に，今までの量刑を考慮することはないと思うが，例えば懲役5年ぐらいだった事案が，急に懲役15年になれば，これまで裁判を受けてきた人とこれから受ける人との間に不公平が生じるので，そのような場合には，意見を申し上げるところがあるかもしれない。しかし，裁判官だけの評議であっても，いろいろな見方があるので，裁判官だけの評議と裁判員が入った後の評議とで，あまり変わりはないのではないかと考えている。

仮に希望があれば，今までの量刑資料を示すという運用もしている。

#### 5 裁判所が取り組んだ主な裁判員制度広報活動の紹介及び質疑応答等

本年7月に，私の勤務先に，裁判官に昼と夜の二回に分けて出前講座に来ていただき，昼夜合計で社員約120人が参加した。非常に，理解が深まったという反応があった。

8月に日本女性会議が広島で開催され，全国から約3500人の参加者が集まったが，参加者全員に裁判員裁判の広報用グッズが配布されたので，次の細かい広報につながっていくのではないかと思う。

出前講座の時間や内容については，細かな注文に応じることが可能である。各種団体等から要望があれば，是非声を掛けてもらいたい。

#### 6 次回のテーマ等について

本委員会の開催は、年3回程度を予定しているが、回数や内容等について御意見があれば検討させていただく。

特に御意見がないようであれば、次回の進行については、本日、模擬評議用に審判手続を映像にしたDVDを配布するので、委員には、事前にそれを見てきていただき、次回の委員会において、実際に模擬評議を経験していただいた上で、裁判員制度について御意見をいただければいかかかと考えているが、どうだろうか。

(委員了承)

#### 7 次回期日について

次回の本委員会は、平成20年3月3日午後3時から開催する。

以上